

商品概要説明書

2022年4月1日現在

予約付外貨定期預金

- 予約付外貨定期預金のお申込みの際は、本書面の内容をよくお読みになったうえでお取引ください。
- 本預金は、元本を外国通貨建てでお預入れいただく預金（外貨預金）のうち、あらかじめ預入期間と預入時の円から外貨への換算相場、払戻時の外貨から円への換算相場を定め、原則としてその期間中の払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。したがって、原則として円貨での利回りが確定した外貨預金です。
- 本預金においては、あらかじめ払戻時の換算相場を定めていることから、その相場より満期日の市場実勢相場が円安になったとしても、為替差益（円安メリット）を享受することができません。

手数料について

預入時の円から外貨への換算相場、払戻時の外貨から円への換算相場、適用利率は約定日の外国為替市場の相場等を基に個別に定めます。したがって、あらかじめ手数料の金額や上限額、計算方法を示すことはできません。

満期日前解約について

本預金は、原則として満期日前解約はできません。万が一、当行がやむをえないものと認めて満期日前解約に応じる場合には、当行所定の計算方法等を使用して算出した精算金を負担していただきます。この場合、解約元利金から精算金を差引いた金額が当初外貨預金預入時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

【商号・住所】 株式会社 岩手銀行 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【商品の概要】

商品名	予約付外貨定期預金
商品概要	<p>本預金は、元本を外国通貨建てでお預入れいただく預金（外貨預金）のうち、あらかじめ預入期間と預入時の円から外貨への換算相場、払戻時の外貨から円への換算相場を定め、原則としてその期間中の払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。したがって、原則として円貨での利回りが確定した外貨預金です。</p> <p>本預金においては、あらかじめ払戻時の換算相場を定めていることから、その相場より満期日の市場実勢相場が円安になったとしても、為替差益（円安メリット）を享受することができません。</p>
預金保険	・外貨預金は預金保険の対象外です。
クーリング・オフ	・外貨預金はクーリング・オフの対象外です。
販売対象	・成年の個人及び法人のお客さま
取扱通貨	・米ドル
約定日（申込日）	・預入日の2営業日前にお申込ください。

受付時間	・午前9時から午後3時まで	
預入	預入期間	・原則1日以上6ヵ月以下の任意の日を満期日とします。 ・ただし、預入日と満期日は、日本の銀行休業日及びニューヨーク市場の休業日以外の日とします。 ・自動継続のお取扱はいたしません。
	預入方法	・一括預入となります。
	最低預入額	・10万米ドル以上
	預入単位	・制限はありません
払戻方法	・満期日に一括して払戻します。 ・満期日にご指定の預金口座に円で入金します。	
利息	適用利率	・約定日の市場金利を参考に個別に利率を決定します。 ・預入時の利率を満期日まで適用します。
	利払方法	・満期日に一括してお支払します。
	計算方法	・付利単位は100通貨単位とし、1年365日で日割計算をします。
税金について	<p><個人のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お利息は源泉分離課税となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金が差引かれます。 ・お利息は少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象外です。 ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p><法人のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お利息は総合課税となります。 ・為替差益・差損も総合課税の対象となります。 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引に関わる会計・税務処理、申告手続等については、必ず事前に税務署や公認会計士、税理士等の専門家にご相談ください。 ・国税については、2013年1月1日から2037年12月31日まで、国税15%に2.1%を乗じた復興特別所得税0.315%が課され、15.315%（国税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。 	
手数料および適用相場	・預入時の円から外貨への換算相場、払戻時の外貨から円への換算相場は、適用利率は約定日の外国為替市場の相場等を基に個別に定めます。したがって、あらかじめ手数料の金額や上限額、計算方法をお示しすることはできません。	
付加できる特約条項	・ございません	
満期日前解約時の取扱い	・原則として満期日前解約はできません。 ・詳しくは後記「満期日前解約のお取扱い」をご覧ください。	
お申込の取消し	・原則としてお申込の取消しはできません。 ・万が一、当行がやむを得ないものと認めてお申込の取消しに応じる場合には、それに伴う精算金その他関係費用をご負担していただきます（精算金については、後記「満期日前解約のお取扱い」をご覧ください。	
当行が契約している指定紛争解決機関（金融ADR制度）	<p>・金融ADR制度とは、金融機関と利用者とのトラブルを裁判以外の方法で解決を図る制度であり、裁判に比べて、短時間、低コストで金融分野に見識のある弁護士等の中立・公正な専門家が和解案を提示し解決に努めるものです。当行は、一般社団法人全国銀行協会を利用することにより、苦情及び紛争の解決を図ります。</p> <p>【連絡先】 一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>	
取扱店	・本預金のお預入れ、お引出しは原則として全店でお取扱いできます（インターネット専門支店「イーハトーヴ支店」を除く）。	

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金は証書式となります。 ・外貨現金や外貨普通預金等、外貨からのお預入れはできません。
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・当行本支店または下記までお問い合わせください。 岩手銀行 市場金融部（電話019-624-8783）

【満期日前解約のお取扱い】

- 満期日前解約はできません。
- 万が一、当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約に応じる場合には、当行所定の計算方式等を使用して算出した精算金(注1)をご負担していただきます。また、当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約を行う場合、預入日から満期日前解約日までの適用利率は解約日における預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金利率となります。なお、この場合、解約元利金から精算金を差引いた金額が当初お預入れ元本金額を下回る（＝元本割れとなる）可能性(注2)があります。
- 預入日前解約はできません。
- 万が一、当行がやむをえないものと認めて預入日前解約に応じる場合には、解約に伴い生じた精算金をご負担していただきます

(注1)精算金算出の考え方

満期日前解約時点で、当行はその契約上の地位（すなわち、契約上の権利・義務）を失うことになり、その地位に付随する経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、当行は、満期日前解約時点でこの預金と同条件の代替の契約を市場(外国為替市場、外貨資金市場、通貨オプション市場)にて締結するか、または締結すると仮定した場合に必要な金額（コスト）を市場実勢相場に基づいて算出し、精算金としてお客さまにご負担していただきます。このように、精算金の算出には満期日前解約時点での市場実勢相場を使用するためお申込時点で精算金をお示しすることはできません。

一般的に、精算金は、為替相場水準、市場の金利水準、満期日までの残存期間などの影響を受けるため、例えば、預入時の為替相場と比較して満期日前解約時の為替相場が円安・ドル高になるほど、市場金利の水準が上昇するほど、また、預金の残存期間が長いほど、精算金は大きくなる傾向があります。

なお、精算金は次の①および②の合計金額とします。

①外貨定期預金の精算金＝預入金額×（再調達利率－調達利率）×残存日数÷365

②為替予約の精算金＝当該為替予約の代替契約に伴い当行が支払うべき金額

(注2)満期日前解約による精算金について

満期日前解約を行った場合には、預入日から満期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともにお支払します。ただし、満期日前解約による精算金が発生した場合は、払戻元利金から精算金を差引いた後の金額をお支払します。このため、精算金の金額が経過利息を上回る場合には、精算金を差引いた後の払戻金額が当初お預入れの元本金額を下回る可能性があります。